

令和元年度第1回東大阪市みどりの基本計画審議会議事録要旨

日 時	令和元年11月11日(月) 10:00~12:00
場 所	東大阪市役所18階 会議室
出席委員 (8名)	石原委員、今西委員、大原委員、川中委員、下村委員、住山委員、久委員 西田委員
欠席委員	なし
事務局	野田市長、山口建設局長、光永都市整備部長、藤埜都市整備部次長、 菊地課長、田中主査、松田係員
議 事	<p>1 開 会</p> <p>2 会長の選任</p> <p>3 職務代理者の指名</p> <p>4 議 題</p> <p>【審議案件】</p> <p>議案第1号 東大阪市みどりの基本計画の改定の方針について</p> <p>議案第2号 東大阪市みどりの基本計画の基本的事項について</p> <p>5 閉 会</p>
配 布 資 料	<p>○議事次第</p> <p>○配席表</p> <p>○諮問書</p> <p>○議案書</p> <p>○東大阪市みどりの基本計画審議会委員名簿</p> <p>○東大阪市みどりの基本計画審議会規則</p> <p>○東大阪市みどりの基本計画概要版</p> <p>○東大阪市都市計画マスタープラン概要版</p> <p>○都市緑地法</p> <p>○都市緑地法運用指針</p>

# ( 議 事 要 旨 )

## 1 開会

- 開会に先立ち、市長あいさつ、委員及び事務局を紹介。
- 構成委員の半数以上の出席により会議が成立する旨を報告し、審議会開会を宣言。

## 2 会長の選任

- 会長には、久委員が選任された。

## 3 職務代理者の指名

- 会長の職務代理者には、下村委員が指名された。

## 4 議題

### 審議案件

- 第1号案件－「東大阪市みどりの基本計画の改定の方針について」
- 第2号案件－「東大阪市みどりの基本計画の基本的事項について」  
を議案書に基づき事務局より説明。
- 原案通り承認。

## 5 閉会

- 事務局を代表して山口建設局長よりあいさつがあり、審議会を閉会。

## 【質疑応答、意見等】

「事務局」

議案第1号、第2号の東大阪市みどりの基本計画改定についてご説明致します。

説明内容としては、1基本計画について、2都市として目標とすべき緑地の量、3東大阪市の緑地の現状4. 計画改定について、5今後のスケジュールについて の5項目について説明致します。

基本計画について説明します。都市緑地法第4条において、市町村は都市計画区域内における緑地の保全や緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画を定めることができるとなっております。

基本計画は、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関し、必要な事項を定めることにより、良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することの実現を目的とします。

基本計画の位置づけは、都市緑地法に基づき市の上位計画であります総合計画の基本構想に即し、都市計画マスタープランの基本方針に適合し、また近畿圏保全法に基づく保全区域整備計画に適合するとともに、市の環境基本計画と景観計画に調和するものとなっております。

都市緑地法において、基本計画に定める事項を説明致します。

1. 緑地の保全及び緑化の目標
2. 緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項
3. 地方公共団体の設置に係る都市公園の整備及び管理の方針その他緑地の保全及び緑化の推進の方針に関する事項
4. 特別緑地保全地区内の緑地の保全に関する事項
5. 生産緑地地区内の緑地の保全に関する事項
6. 緑地保全地域、特別緑地保全地区及び生産緑地地区以外の区域であって重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区並びに当該地区における緑地の保全に関する事項
7. 緑化地域における緑化の推進に関する事項
8. 緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区及び当該地区における緑化の推進に関する事項があります。これらの項目が、法律において基本計画に定めることができる項目となっております。

基本計画の策定については、都市緑地法、都市緑地法運用指針に加え、策定の手引きとなる「緑の基本計画ハンドブック」に基づき策定を行うこととします。

緑地の分類についてご説明します。

緑の基本計画ハンドブックに基づき、緑地を都市公園や都市公園に準じる機能をもつ施設緑地と法、協定、条例等により確保する地域制緑地に大きく分類します。

都市として目標とすべき項目について説明します。

緑の基本計画ハンドブックに基づき、緑地目標の項目としては市街化区域における緑地の総量、施設緑地、地域制緑地の目標の3項目とします。

一つ目の市街化区域の緑地の総量の目標は、緑の基本計画ハンドブックによると市街地面積の30%以上となっております。本市の市街化区域面積は4981haであり、市街化区域における確保すべき緑地量は1494haとなります。

二つ目の施設緑地の目標は、住民一人当たりの面積20㎡以上を確保することとなっております。

適合する本市の都市計画マスタープランの目標年次である2030年の社人研推計人口を基に算出しますと、本市の整備すべき緑地の目標値は906.4haとなります。

施設緑地は、大きく都市公園と都市公園以外に分類されており、都市公園法施行令において、都市公園の目標は住民1人当たり面積10㎡となっていることから453.2haとなり、残りの453.2haが都市公園以外の目標となります。ただし、本市は、市街化調整区域の大部分が、地域制緑地となっていることから、目標の達成には市街化区域において施設緑地を整備する必要があります。このことから、市街化区域において、906.4haの施設緑地の確保を目指します。

三つ目の地域制緑地の目標については、確保すべき緑地の総量が1494haで施設緑地の目標値が906.4haであることから、残りの587.6haを地域制緑地の目標とします。

東大阪市の市街化区域における施設緑地の現況を説明します。市街化区域における施設緑地は主に、都市公園、学校等のグラウンド、河川緑地、街路樹、都市農地等があります。その面積は約310haとなっており、市街化区域の目標である906.4haに対して約600ha不足している状況であります。

次に、東大阪市の市街化区域における地域制緑地の現況を説明します。市街化区域における地域制緑地は、風致地区、緑地保全地区、生産緑地地区、保存樹等があります。その面積は、

約160haとなっており、市街化区域の目標である587.6haに対して約420ha不足している状況であります。

これまでの説明は、市街化区域内における説明でありましたが、東大阪市内全域における全緑地の状況をご説明します。市域全域で緑地面積は約1,580haで、市街化区域内においては約470haとなっております。東大阪市の緑地の現状についてまとめますと、市街化区域の緑地面積については、1494haの目標値に対して本市は約470haと1020ha以上不足しております。その内訳としましては、施設緑地については、目標値の906haに対して、約310haで、約600haの不足、地域制緑地については目標値の587.6haに対して、約160haとなっており、約420haの不足となっている現状です。

これらの現状をふまえ、計画の必要性を説明します。都市が目指すべき緑地の量に対して、本市は緑地が不足しており、都市緑地法が目的とする健康で文化的な都市生活の確保に寄与できていない現状であります。このことから、市域において不足する緑地を確保することが急務となっております。不足する緑地を確保するためには、緑地の保全と緑化の推進を効果的に進める必要があり、実施する事業を一元管理するために計画を策定します。

東大阪市内では、都市緑地保全法（現：都市緑地法）に基づき、緑地の保全、緑化の推進を総合的に推進する基本計画として、東大阪市内みどりの基本計画を平成15年に策定しております。当計画は、目標年次を令和2年度とし、基本目標、基本方針、目標値を定め、その目標を実現するための推進施策をまとめた計画であります。その現行計画に掲げる目標指標において、目標値の達成状況をご説明します。

一つ目の目標指標である施設緑地については、目標値を約800haと設定しており、当時約700haでありましたが、現在約680haと減少しております。

二つ目の目標指標である地域制緑地についても、目標値を約1250haと設定しており、当時約1230haでありましたが、約1210haと減少しております。

三つ目の目標指標である緑被率については、目標値を約7.4%と設定しており、当時約6.7%でありましたが、現在約6.2%と減少しております。このことから、四つ目の目標指標である市域全体の緑地の総量についても、目標値を約1750haと設定しており、当時約1620haでありましたが、現在約1,580haと減少しており、目標は全ての項目について未達成であります。

実際には、目標が達成できていないだけでなく、全ての項目において計画策定時の数値よりも減少している状況にあることから、目標値や実施する施策の見直しなど抜本的な計画の見直しが必要であると考えています。

計画改定の方針を説明します。

- ①緑地の保全、緑化の推進に関する法及びこれに係る制度の変化を反映する計画とする。
- ②令和3年4月公表予定の新総合計画の基本構想に即する計画とする。
- ③現行計画の成果と課題を検証し、より効果を発揮する実施計画とする。

これらの方針として改定を行うこととします。

ここで、主な法改正についてご説明します。

平成29年に都市公園法、都市緑地法、生産緑地法等の改正が行われました。

都市緑地法の一部改正としては、緑地・広場の創出を目的に①農地が「緑地」の定義に含まれることが明記されたこと②民間主体が市民緑地を整備・公開する制度を創設されたこと。③緑の担い手として民間主体を指定する制度が拡充されたことが主な改正内容であります。

都市公園法の一部改正については、都市公園の再生・活性化を目的に①都市公園で保育所等の設置が可能となったこと。②民間事業者が都市公園内での飲食店、売店等の施設の設置することが可能となったこと。③公園管理者が公園管理者と地域の関係者などから組織される協議会の組織が可能となったこと。が主な改正内容であります。

生産緑地法の一部改正としては都市農地の保全・活用を目的に①生産緑地地区に指定する下限面積を条例により300㎡から500㎡未満の範囲で定めることができることとされたこと②製造・加工施設、直売所、農家レストランを設置可能な施設として追加されたこと③特定生産緑地指定制度が創設されたことが主な改正内容であります

これらの内容を踏まえ、平成30年4月に基本計画に定める事項に、都市公園の管理の方針に関する事項、生産緑地地区内の緑地の保全に関する事項が追加されました。

この法改正を受け、本市の生産緑地地区に関する取り組みについてご説明します。

本市では、緑地が減少している状況において、身近なみどり・うるおいを確保することや災害に対して脆弱な市街地の防災性を向上することを目的に、指定面積要件を引き下げる条例を制定し、平成30年3月30日から指定面積要件を500平方メートル以上から300平方メートル以上に引き下げました。

また、生産緑地地区内での農家レストラン等の設置行為等への対応や、現在の生産緑地地区を特定生産緑地地区へ指定するための取り組みを担当部局にて進めている現状であります。生産緑地地区の指定状況は現在、657地区で111.29haとなっております。

改定計画の対象区域と計画区域についてご説明します。対象区域は都市計画区域（市内全域）とします。ただし、近郊緑地保全区域について施策の対象区域から除外します。また計画期間については、上位計画の都市計画マスタープランや新総合計画と同じ2030年度を目標年次とします。

施策の対象区域から除外する近郊緑地保全区域について、ご説明します。近郊緑地保全区域は、本市の東部に存しており、大部分が本市の市街化調整区域内にあります。当区域をみどりの基本計画の施策から除外するのは、当区域は「近畿圏の保全区域の整備に関する法律」により、緑地の保全が図られていることと、森林法に基づく東大阪市森林整備計画により施策を実施していくからです。ただし、生駒山及びそこに存するみどりは、本市の貴重な財産であり、保全・活用することを都市計画マスタープランにも定めていることから、引き続き市街地におけるみどりの眺望資源に活用することなどを検討します。

改定計画の基本目標と基本方針を説明します。改定計画の基本目標は、令和3年4月公表予定の新総合計画の基本構想に即する必要があることから、新総合計画の基本構想においてめざす将来都市像とします。

改定計画の基本方針は、都市計画マスタープランに適合する必要があることから、都市計画マスタープランにおいて都市づくりの基本方針である「水・みどり・歴史のネットワークを形成し、都市内にうるおいを導入します」とします。

今後のスケジュールといたしましては、来年2月頃に第2回審議会を開催する予定としており、諮問内容は「施策の方針と具体的施策について」とします。来年度は審議会を3回開催し、5月には「実施計画及び目標値について」、8月には「第二次東大阪市みどりの基本計画（素案）について」諮問させていただきます。11月には、都市緑地法に基づき市民の意見を聞くため、公聴会を開催し、その結果を踏まえた案を1月に諮問させていただきます、3月に新計画の決定を行い、2021年4月1日から第二次東大阪市みどりの基本計画を公表することとします。

「委員」

説明ありがとうございます。委員の皆様いかがでしょうか。

「委員」

9 ページの所で説明頂きました、例えば緑地が700平米が680に減ったという、そういう原因は何なのでしょう。

「事務局」

平成11年から平成30年までという形のデータで言いますと、施設緑地、地域制緑地、共に農地が宅地化にされたということが主な原因となっていると考えております。

「委員」

いかがでしょうか。ちょっとそれに関連して、少し私の方からお話をさせて頂こうかなと思いますけども、この資料で言うと10ページの所でそれぞれの緑地に関する法律の改正という所がございまして、今まではどちらかというと農地というのは市街化区域の中にはない方がいいといいますが、市街化を促進する区域でしたので、積極的に農地を守るという方向ではなかったのですが、これからどんどん人口が減って行くという中で、積極的に農地を制度的にも残して行きましょう、というような制度に変わりました。その結果、例えば今まで500平米以上ないと緑地に指定が出来なかったんですけども、条例によって先程もご説明させていただいた300平米以上で生産緑地に指定することができるようになりました。

また、農家の方にとっては農業として、ちゃんとご飯を食べられなければ満足できないだろうということで、農家レストランであったり、稼ぐ施設を作ってもいいですよっていう内容に改正されました。その辺りをどのように東大阪市としては受け止めて行くのかという所が先ほどの住山委員のお話の延長線上でございまして、せっかく法律が変わって農業を守って行く、それによって農地を守って行くという方向に変わって行きましたので、そこをどのように今回の計画でも上手く受け止めて行けるのか、ということが勝負ですね。

なかなか今の東大阪市の農業の現状で言えば、その大規模な農地を確保できないという方、あるいは市街化の波の中でどのように業として農業をやっているのかというのは、これから私達も知恵を出して行かないといけないという思いでございます。

「委員」

農地が減少しているのが一番の大きな問題だとおっしゃっていただいているのは我々の世界については抜本的に考えて行かなければならない問題でございます。従来から私どもの方では



定年起業者また新規の就労者のために運用塾を開いたりして何とか農家人口を増やしていきたいという風に考えておりますが、議長の方からもお話ございました通り、生業としての農業というのは小さな面積にはなかなか成立しないということもございまして、業として成立しない以上、各地転用をして不動産所得を求められるという方向に傾いている、体制が傾いているというのが現状です。

また、一方相続ということもございまして、いかに生産緑地で守られた農地であっても、相続税の課税対象としては非常に大きなものがございまして、その関係で売却される、また委員がおっしゃったような内容がございまして。

今度一番の争点になるのが2022年問題と申しまして、今申されました生産緑地法がちょうど30年目を迎えられるまで、いよいよこれをきっかけに各地転移をせざるを得ないという農家がどんどん出て来るんじゃないか、というのが大方の見方でございまして。何とか農協としてはそれを若干でも減らして行きたいという風に考えますが、市と協調しながらそういう新しい特定生産緑地に移行して頂けるような形で何とかならないかという風に考えています。

「委員」

ありがとうございます。そういう意味では最後の方に今回の基本計画の策定の基本的事項のご説明でございますけども、私の方からも事務局の方に事前をお願いをした所なんです。

やはり農地を守ることと農業を進歩する事っていうのは、表裏一体ですので、違う産業の部署の話にはなってしまうんですけども、やはり農業振興の方も、一緒に市役所の方にも考えて頂かないとなかなか空間としての農地の保全だけでは、なかなかうまく行かないだろうということです。

またいろいろ今後、農業振興の政策からの追い上げもちょっと考えて行かなければ、という風に思います。

「委員」

何点かあるんですけど。1つは今日ご説明いただいた基本計画の会議になったマニュアルに基づいてというお話がありました。これももう20年ぐらい前のマニュアルで、それから組合委員がお話されたように減っているという状況をいかにやっぱり真摯に受けとめるかというのが非常に大事な話だという風に理解しています。

先程委員からもお話があった10ページを拝見しておりますと、これの左上に計画の改定と

というのがありますが、一番上ですかね。緑地の保全、緑化の推進に関する法及びこれに係る制度の変化を反映するとありますが、ここ15年間に成し遂げられなかった、その今まで頑張って来たのに、だんだん緑地が減って来ている現状で、ここはやっぱりもう1回どうしていくかというのをしっかり書かないといけない。法制度が変わった度に農地を地域制緑地に増やすことによって面積が確保できましたというのはやっぱりちょっとずるいような気がします。

それは一方でしっかりと法制度が改正になったのでそれを契機にというのはよく理解できるので、それはしっかりやられたらいいと思うんです。もう1回本当に施設緑地、特に都市公園を中心とする公園面積をいかに本当に確保して行けるような手だてを予算の無い中でやって行くのかということを書いておかないとだめなんじゃないかなということは思います。

1つは農業で、特に先程説明がありました、やっぱり30年問題で、いきなり転用されて農地が市街化区域内の生産緑地が減って行くというのは非常に憂慮すべき検討なので、それは300に切り下げられてやって行くというのは1つの方法で、それで面積を増やしていくっていう方法もありかと思えます。

今の市街化区域内というのは、元々は市街化を促進する区域ですので、その中で農地を残す意味というのは相反する法律なので、うまく生産緑地法を活かして、残して行くっていうのはこれも非常に納得できる話なので、これもしっかりやっていくべきだと、私も事務局案で間違っていないと思います。ただ、正直に減少している現状はしっかりとふまえて、何らかの手立てを、前回の緑の基本計画と違う所にどれをプラスオンして、政策を優遇させるというところをやっぱりしっかり書いておかないと、なかなか見直しの意味っていうのが失っているんじゃないかなと思います。

それともう1点は、また後日説明あるかとは思いますが、都市緑地法の改正が2、3年前にあって、やっぱりこれからマネジメントが大事だという風になんか言っている訳ですね。で、新たな公園整備手法として、1つはPMOとか指定管理以外に、さらにPFIとか、色々な公園事業資本によって公園を新たに作っていかう、中身を改変して行こう、という動きが大きな指針ではやっていっているわけですね。

ですから、本市の都市公園について、市長さんがラグビー場の話もありましたけど、ああいふ風なブランド化と同時にもう少しスポーツ公園的な所を頑張るのか、国営公園も一緒にやって行くのか、なんかちょっとそういう風な目的というか方向性を持って公園の整備というのが、1つは新たな事業資本ということを書いており、あとは市民参画型、今日もおっしゃられてい

るように、やっぱり町中の緑をしっかりと伸ばしていこうという風な公園の市民参画型緑づくりみたいなのを、やっぱり増やしながらかね。ちょっと後ろの方のいつも市民参加でやりましょう、だけじゃなくて。その辺の仕組みもしっかりと書かれるような計画であってほしいので、それがこの10ページのこの3つ。左上の項目で、方針はここだけだという風なことで、ちょっと不安が残るといのか疑問が残ります。

「事務局」

この3つは、改定するのにあたりまして、こういった方針を進めるということをもとに改定する方針でございます。その下に、今後また施策の方針っていうのをまた今後諮問させていただきます。改善にあたってまず大きい3つを、この3つで改訂したいということでございます。

「委員」

はい。ということで、先程申し上げた、例えば生産緑地、農地の制度化によって面積を増やしていくのも1番に該当するような内容だと思うんですけど、現行の3番目の現行の成果と課題を検証しその効果を発揮する実施計画。これ実施計画までは基本計画でいいとは思いますが、どう取り組んでいくかっていう所は書いておかないとあかんと、面積どう増やしていくかっていうことと、あとはマネジメントプランだとか、市民参加型の話だとかっていう所をこの3番目に該当しているのかどうかね。

「事務局」

前回の計画が、実施計画やスケジュール管理が定められていないものでございましたので、今回の改定では、理念だけではなくて、どういう事業や施策をいつまでにやるかということに重きを置いた実施計画という風にかかせて頂いています。スケジュール計画をきちりしたいということでございます。

「委員」

委員がおっしゃるのは、都市公園の方が改正になって、市自らが管理しなくても指定管理者

にお任せをする、とか、その中で例えばそのカフェが出来るとか、もっと活用できるような形を進めて行こうとなっていると。

そういうようなものを今回のその緑の基本計画に盛り込んで積極的に進めて頂きたいというご希望もあって、市役所として公園管理の部分というのが大きく変わった中で、緑の基本計画に今回はなるべく追加反映できるんでしょうかということであると思われま

「委員」

ありがとうございます。まあ数値の面積を増やすだけじゃないですよという所をどれだけしっかり書いて頂くかという所が、後々の議論に出て来るのかどうかなので、それを議論化するためにはこの3つの方針の中に盛り込まれていないと、これから話題から外れて行っても行けるということになりますのでね。この3つで大丈夫でしょうかという確認なんです。

方針ですからね、これに基づいて改定案だけ出るとのことなので、今申し上げているように市民参加型というか公園が新たな事業資本であるとか公園の中身であるとかのマネジメントプランというのはこの3番の効果を発揮する実施計画をするっていう項目に入っているんでしょうか、ということです。それが1番に入っているのか。

「事務局」

その今ご指摘いただいた内容は、1番で反映したいと考えております。

「委員」

ということですね。はい。ここから順番にまたゆっくり展開できたらいいんですけど。またお話が全部じゃないですけど、ほとんどが面積を増やしていくって話に終始偏っているような印象を持ちましたので。

また、2番目でレストラン、カフェとかっていう話もそうですし、改定というのが、大きな緑の計画の中には盛り込んでいくべき内容がかなりありました。これ以前の緑の基本計画やったら楽だったんですけど、この改定案になってから、かなりね、スリム化させるとか運営化させるっていうのがかなり強調されて来ているので。このあたりもしっかりと対応した基本計画であってほしいなという、緑の基本計画であってほしいなと願っておりますので。質問させて頂きました。

「事務局」

ご指摘の通り、法改正をふまえて改定することを考えております。

「委員」

委員の話から話を展開するということになりますけれども、先程は、農地の減少ということで、それをいかに守って行くかというような話だったんですけど委員のお話を別の角度から見ると、これからのいわゆる施設緑地も大変頑張らなければならないといけないわけですね。

そうすると、農地以外で施設緑地を確保しようと思えばかなりその作って行く、創造するという立場があるわけですね。で、先程ご意見のご回答の中には農地の話が一番大きく出ましたけども、結局それ以外の所で緑地を増やしていけていないということですね。で、そうすると、今後それどうするのか、で、なぜ増えなかったのかということと、今後どうするのかということで、創造する部分というのかなり積極的に取り入れて行かないといけないんじゃないかというご指摘でしたので、ちょっと次回で結構ですので、創造する部分がどれだけ作れる、できているのかという所もデータとして頂きたいなと思います。

1つ具体的に言いますと、公共施設の中で一番新しいのは多分その文化創造館だと思いますが、文化創造館もかなり積極的にオープンスペースを緑化してくださっていますけどね。あれで何平米確保できているんだろうか、とかですね。

今後、どんどんそのこういう形で公共施設を整備する時に、まず公が、行政が、先導してどんどん緑を増やしていくっていう方向に行っていただくのが私いいと思うんですけども。じゃあそれでどれだけ稼げるっていう計画になっているのかどうかですね。あるいは、民間施設、例えばマンションを建設する時にも緑地を取っていただいていますけれども、それがどれぐらいの積み重ねで取れているのかどうか、ですね。できるだけ公開空地として提供できるように、取っていただくようにするためにはどういう政策が取れるのかどうか、そういう所も教えて頂きたいし、それから景観の方も伺いますけれども、最近は工場にも新築の場合には、新設の場合には、緑地を確保しなさいっていう風に話をして頂いていますから、それがこう積み重なると緑地面積としてどれぐらい確保できるのかどうか、そういうことも、戦略的にこれからも出来ればと思っていますので、ちょっと現状とそれから政策展開としてどう考えるのかってというのは次回以降もう少しご指導いただきたいなと思います。

あと委員の方から、市民との協働ということと言うと、この中で言うと今米緑地の保全を積極的にやっていただいていますけど、ちょっと言い過ぎかもしれませんが、もっと市役所も応

援して差し上げて欲しいと思っているんですね。そういう意味では今米緑地を始め、市民が積極的に緑を守り、管理をしていくってということに関して緑の基本計画の中でどう位置づけて頂いて、より積極的に市民が関わるような形での制度を作っていただけなのか、とかですね。その辺りも是非とも次回以降は具体的な案件を見据えながらちょっと検討して頂ければありがたいなという風に思いますけれども。

「委員」

先程のおっしゃったように景観法、景観条例に関する景観計画と、都市計画で言うと、都市マスタープランの話は書いておられるんですけど、この立地適正化計画は都市計画で作られていますか？

「事務局」

策定しております。

「委員」

居住の誘導の外れた区域もあるんですか？東大阪市の。

「事務局」

あります。

「委員」

あるんですね。多分都市緑地の施設緑地か地域制緑地とか、残し方の意味っていうのも、その辺りの兼ね合わせを考えて行く必要があるかなって、立地適正化計画で言うと、中心に施設を集める区域と、居住の区域と、それ以外の所っていうのはまあ、言いにくいですけど人が出来るだけ居住誘導の方に移って下さいねっていうような方向性を、無理があると思うんですけど国は言っているわけですね。

その中で外れた区域っていうのは地域制緑地の残し方というのは残しやすい可能性が出てくる、本当はそんな上手いことは行けへんと思うんですけど、計画の中でどこまでそういう風な人の居住、それから都市活動を起こす区域とそれ以外の生産緑地や農地や、そういった所で保全して行ったり残して行けるような所で絵を描くのと、やっぱりこう違って来る、単なる用途

の中の市街化区域の市街化調整区域の中の生産緑地の話だけではなくて立地適正化計画のゾーニングの中の話もやっぱり一部関係して来るんじゃないかなという風に思いますので、その辺はちょっと丁寧に見て行く必要があるのではないかなという気はいたします。あと根本にあるのはね、やっぱり昭和16年の大阪緑地計画と思っています。

その時にこの辺りっていうのは多分農地がいっぱいあったはずなんですよね。それが残念ながら農地がなくなって、ご懸念されていたようにほとんどなくなったんですね。うちでも一回調べましたが、90年代にほぼなくなっているんですよね。ですので、それもどういふ風にもう一回農地を復元するっていうのは無理なので、市街化区域の中の工場やとか、住宅の中でいかに昔の緑地帯の構造を考えながら緑を特に10年地区には指定できないんですけど緑をどんどん、こんな風に元々の緑の構造のように帰していく所っていうのはこの辺の地域ですよっていう風に、なんかこうモデル地区を指定しながら、とか、なんかこう緑を市民の方々と工場の事業者の方々と一緒に取り組んでいくような、なんかそういうようなコンセプトも必要になってくるん違うかなという風に思ひまして、なんか拠り所というのを見出して行きながら計画は作って行った方が良くないかな、という風に思ひます。

過去に縛りついている必要はないんですけど、やっぱりなんかどこかを重点的に緑を残していくっていうのは、どこかに根拠があった方がいいかなという風に思ったりしますので、外してもらっても結構なんですけど一度検討いただいてもいいかなという風には思ひます。

「委員」

ありがとうございます。私冒頭のご挨拶の中で東大阪らしい計画を作れないだろうかみたいなお話もございましたけれども、それは委員の方から昭和16年の大阪緑地計画というお話が出ましたので、ここをどう捉えて行くかっていうのも東大阪らしい計画になるんじゃないかなと思いますね。

私の方から解説をさせて頂くと、当時どんどん、大阪市が拡大していく中で、それをなんとか押さえようということで大阪市の周辺を緑地帯でつないで行きましょうって計画があったんですね。で、それが実は今の中央環状線のラインと全く一緒です。多分先行買収されていた所の緑地を使いながら、大阪地方環状線が開通していると思います。

ちょっとまた狭い話になりますけど、先行的に緑地としてできた所が北からいうと服部緑地、それから鶴見緑地、そして久宝寺緑地、そして大泉緑地、この4カ所の大阪府営公園がその大阪緑地計画の先行買収の大規模緑地として取られたんですね。それをうまく今の地方環状線が

結んでいるということですので、ちょっと私は非常に残念だなと思っているのが、その環状線の所に、市民の方々も積極的に関わって頂いて緑地を作ってきたのですが。

今モノレール延伸が始まっていますので、一旦そこをまた更地にしてモノレールが走って来るといって逆に緑地が減っている訳ですね。それを、どういう形でモノレール工事が終わった後、もう1回復元していくか、とか、あるいは新駅も出来る訳ですので、新駅の所に施設緑化として創造的な立場で今度どういように緑地が作って行けるのか、とか、そういう所を考えて行くのも東大阪らしい所ではないかなという風に思っています。

非常に貴重なご意見賜ったと思いますので、また東大阪市の緑の歴史という観点から、少し検討いただければありがたいなと思います。

「委員」

私東大阪市の緑の市民の会という中の会長をさせていただいております、10月の19日に花園ラグビー場ですね、グリーンフェスタを東大阪市と共催でやらせて頂きました。

第5回目をやった訳でございますけども、5年前に、ですね、ラグビーのワールドカップが来ると、たくさんの外国の方、または国内の方々がこの東大阪のラグビーの聖地に来てもらえるというような所で、おもてなしとして、グリーンフェスタを開催させて頂きました。今年ラグビーのワールドカップも終わって、ですね、次にどういう形でそのグリーンフェスタなり業界の市民参加型のイベントをして行くかという所が今後の課題になっております。当初5年前にその公園の、花園中央公園、東大阪の今ど真ん中でやるにあたって、5年後、東大阪内の大きい公園にて、そういうイベントをしていこうとなりました。

その内容は、市民がここに来て頂いて、種の植え方、それをまいて、プランターに、植えつけてまして、家の前なりに置いてもらえるような、そういう気概で続けております。そういった形で住民の方に緑化を、プランター自体がその緑化の面積に入るかどうかは別として、市民の方、一戸建てに住んでいる方、マンションでしたらベランダの方に、花を植えるとか、苗を植えるとか、そういう形でしていただいたらいいのかなという風に思って東大阪を花いっぱいにして行くというような運動をしております。

花苗工房という所にボランティア団体の方々が、都市施設や駅前とかのプランターの維持管理をして頂いているんですけども、それをもう少し広めて行きたいと思います。なかなか高齢の方が増えて行きまして、難しくなっているという風に聞いております。

しかしながら、そういう施設を市の方が作って頂いて、そういう緑化をして行こうという



方々が集まれる所を、それを拠点として花を絶やさないように作って頂いて、各自治体の方々に無料配布できるような、そういう資産を考えて欲しいなという風に思っております。各家に置きますとやはり花の意識とかできますし。今は司馬遼太郎記念館の方でもボランティアをやっており、当初司馬遼太郎記念館の中だけで、やっておったんですけども、今は外に出して行こうと。町の中にその菜の花のプランターを置いていけるようなことを考えてやらせて頂きましてこれで15年、地域の方々が小学校、大学の方々の他、企業の方々も参加し、育てたものを2月の11日が司馬遼太郎先生の命日でございますので、大体1月の末から2月のはじめにかけて配置をして、3月末ぐらいまで展示するんです。

本当に春一番に、冬に花が咲くような、そういったイメージを持って、グリーンフェスタを開催したわけなんですけども、なかなかその地域では難しかった。そういう意味で次からは各公園でそういったイベントをしたいなというような気持ちを持っております。

農地を相続なり売られてしまうと、ですね。空き地になってしまう確率が高い。そこで、仮に300平米までに、農地を補填されても、ですね。その元々あった部分は宅地ということになりますので、宅地が建つとか工場が建つとかいう所でしっかりちょっと縛りを設ける、緑地面積を必ず考えてもらうなどがあります。

一時その壁面緑化などもいいのかなという風に思っていたんですけども、緑地の面積を計算するのはやっぱり上から撮った所しか見てくれないような所もあるので、うまく壁面緑化でもOKというような形をとることにより、数値目標で言えばその辺の緩和する方法も考えてもらったらどうかという風に思っています。

#### 「委員」

ありがとうございます。ちょっと先程の委員のお話を受けて、もう一度スライドの4ページの所を見て頂きたいなと思うんですけど、ざっくり整理をさせていただくと、新しく作って行くタイプの緑地が施設緑地、それから今あるものを守って行こうというのが地域制緑地というように考えて頂くと、分類はざっくりでいいのかなと思うんですね。

そういう意味では、この地域制緑地の所が法協定条例等により確保する緑地って書いていますので、法律は国なので何ともしがたいのですが、協定、条例というのは東大阪市が作れる訳ですから、様々なものをこういう協定とか条例に位置付けることによって、どんどんここに、算入することが出来て行くわけですね。そういう制度設計なんかも積極的にやっていただければと思います。先程、委員がおっしゃった話で言うと、プランターを置くっていうことを今カ

ウントできないんですけども、それをどのような形で制度に乗っけて行って、カウントしていくか、とかですね。あるいは近畿大学もここにありますが、近畿大学にもたくさんの緑地がある訳ですが、それをその施設緑化として施設緑地の中に組み込むのか、あるいは、地域制緑地として保全条例協定を結ぶことによって入れ込むのか。こういう工夫をすれば、大規模な緑地を持っている所というのが、どんどんここに参入できるようになってくるわけですね。そういうのがちょっとその知恵というか、皆さんと一緒に生み出していければと思います。

それから市の方、あるいはコンサルの方には、全国の事例を調べて頂いて、こういう制度を作れば積極的にこういう所に算入できるよってということも教えて頂きながら東大阪でいろいろ検討出来たらなと思っています。ちなみに私は屋上緑化というのが1つの点かなと思っているんですけど。土地がなくなると言いますが、建物を、屋上を、地面が上がった土地だと考えると土地はなくなっていないですね。上から見た時にちょっと高さがあるだけでいっぱいその土地は、そのまま残っているわけですね。そういう上を、屋上を緑化していくという部分を考えて行けば、様々な所に緑を作れるはずで、その辺りの何かアイデアですね、いろいろ頂ければありがたいなと思っている所でございます。

「委員」

屋上緑化についてですが、例えば、ある都市では屋上緑化をするのに補助金を一定の期間行い、この期間にたくさんの屋上緑化がされて賑やかな町になったという事例もございますので、そのような制度の話も、頂けたらなという風に思いました。

一方緑の基本計画をなかなか達成できないひとつの要因として市民の方の緑に対する価値というのがちょっとまあそれほど価値が、持ってないという点が大きなハードルなんじゃないかなと思いますので先程委員が教育的なことをされていますし、委員の今米緑地など緑の価値を向上させていくような、市民の中で、皆様の中で、緑の価値を向上させるような何か教育みたいなものをお考え頂いたりとか、あとこの基本計画を作ってもその計画自体をそもそも知らないということが多くなかなと思いますので、計画をわかりやすく周知するようなホームページであるとか公聴会以外の何か開催であるとかからもう少し緑に関心を持っていただけるんじゃないかなと思います。

「委員」

はい。ありがとうございます。この辺りは委員の方が詳しいかもしれませんが、シン

ガポールなんかは限られた国土の中でどうやって緑を増やしていくかという所で、積極的なビルの緑化、施設緑化をやっていますよね。こんな所にこんな緑の植え方ありますか、みたいな事例もシンガポールへ行かせてもらおうとすごい、新たな発見をすることもあります。そういう色んな事例も含めながら次回以降検討させて頂きたいと思いますし。最終的には先程から言っていますように、どういう形でこれを制度に乗っけて行けるのかという所も検証していければと思います。

「委員」

ちょっとこれは細かい質問なんですけど、屋上緑化の話が出て参りましたが、本市は、屋上緑化は2分の1カウントされているんですか。こういう面積として、大阪市は確か2分の1カウントだったような。ちょっと変わっているかもしれませんが。

「事務局」

今回の数値を算出した中に入れておりません。

「委員」

もともと緑化の3パーセント面積確保してくださいというようなカウントは、堺市は高木一本が10平米カウントなんですね。で、大阪市は人工地盤上の2階以上の緑地帯を2分の1カウントしておられたんですけど今どう変わっているかわからないですが、今回そういう手立てをしっかりと推進していくためには、会長がおっしゃるようになりますし、委員がお話ありました屋上緑化の向上なんか大阪府が以前、緑の基金が3分の1補助と10億円、あんまりたくさん量じゃないので、更に持ち出しが多くなって推進の促進に役立っているかどうかちょっと予想はつくんですけど、まだまだ制度の導入があつて市が追及されてなんかそういう制度があれば運用されとか、先程花苗の話もありましたけど、大阪府も去年ぐらいから結構地元の小学校等に結構花苗を供給されているような授業を毎年やられたりとか、なんかちょっとそういう所を、情報提供されるようなそういう自分の所はお金出さなくても、なんかいろいろ制度をこうご紹介したり中を取り次ぐようなことで、ちょっと見据えて緑化活動を増やす、そういうことを書いておけるような項目であってほしいなと願っていますね。

どこまで実施計画的な所というか案内、概念だけじゃなくて、もうちょっと推進に向けて位の所でどういう言葉で書ききるかという所をやっぱり研究せなあかんなという風に思います。

「委員」

私からも1つだけ。今大阪府を中心に風の道を作って行こうと東西の幹線道路沿いの建物に緑化をしていく、市民の方にしていただくと容積率を保つような、様々やっていますよね。ああいう物も積極的にその東大阪市も使って頂けるとかですね。いろいろあると思いますので、またちょっと今まである制度を上手くバージョンアップするためにリストアップをして頂ければありがたいなと思います。

「委員」

2年ほど前に東大阪市さんの地域助成金の研究をさせて頂きました。その当時農家さんへのアンケートへ結果で言うと生産緑地2022年問題の所で、まあそれほど手放さないのかなあという印象を受けたのですが、本日委員からお話を伺って、やはりいろいろと制度が固まって来ると本格的に判断を農家さんもせざるを得ないので、いろいろとやはり当時調査した時よりも厳しい数値が今後出て来るのかなという印象を持たせて頂いています。

そういった点から、実はこの計画の数値を拝見していて、私は元役所にいたので、やや過剰の設定じゃないかなと思います。

言い方に語弊があるかもしれませんが現実を直視した場合にこの高い数値設定で大丈夫かなというのは正直心配に思ったりはしています。ただし今委員方のいろいろな議論を伺っていて、市さんがさらに公園を作っていくというスタンスだったら別なんですけど、ビルの中をどうやって緑にして行くかっていうのは数的には確保できるかなという印象を持っています。

それと、これはもう全然本当にわかりませんが、実は今別の所で私自身が勝手に調べている所で、大阪市内ですけど、ほぼ農地の無い所ですが、宅地から農地に行っている所があります。税制上どうしているかがまだ、今年から動き出しているのも多分来年以降にならないとわからないと思いますが、要は連担していないので、生産緑地に政策上ならないと思います。それでも建て替えるより市民導入した方がいいというご判断を地主さんがされたようです。逆に言うと東大阪市さんも減っては来ていますが、まず民間の考え方で、生産緑地に編入できる余地がまだいくつかあると思っているので、その残っている所をいかに活かせるかが鍵かなと。本来だったら交換とかいろいろできるといいんですけど、なかなかこういう契約は多分もたないと思いますので何らかの工夫をしていかないとなかなかこの数値を出すことは大変かなという印象です。

「事務局」

はい。ご指摘頂いた通りでございますが1490ヘクタールを目標にするというのは、都市として目指す目標値というのがまず法律に基づいて定められているものでございます。ただし、ここから実施計画として今後の10年間に事業や施策を実施することで、いきなりの目標達成というのは難しいのは承知しております。今後の10年間で出来る目標値というのを設定し、進めて行きたいと考えているものでございます。

「委員」

それは要するに、現状、令和2年度で800平米なり1250平米に設定していた目標値と、このを平成30年の現状を踏まえた上で、もう1回考え直すという理解でよいですか？

「事務局」

おっしゃる通りです。

「委員」

ただ、この国が目標としなさいという所から比べるとかなり乖離があるというかやっぱり東大阪市は頑張らないといけないというのは事実なんですよね。それをどうするかという所で、その辺りを今、今日の話でも様々なご意見あるいはご指摘頂きましたのでね、そこをいかにうまく活用させて頂くかっていうことで、それから、先程の委員のお話の中で農家の方々の意識の事もありましたけども、1つ参考になるかどうかわかりませんが、高槻市で景観計画を作った時に、ですね、高槻市の南部にかけての神安土地改良区って言いますけども、その当時のヨシカワ委員長がおっしゃるのは、農家が農業をやめた時点で社会的責任を放棄しているってかなりきつい言葉をおっしゃったんですね。委員がお住まいになっている三箇牧っていう地域ですけども、ほとんど農地転用をしていないんです。

それは、農業委員会が認めない。委員長自らがそういうご意志ですから、なかなかその申請が上がって来ても認めて行かなかったってことでかなり積極的に農地が残っているんですね。で、その隣の茨木市ですけども、委員長と一緒に視察させてもらった時に、あんたこれ見てみ、と。全部倉庫に変わっている訳ですね。都市強化整備事業をしてその前に倉庫が出来上がっている、と。で、その、農家が土地貸しで管理人に走ったらこうなるよ、というようなお話を見

事にされてきました。

今土地をお持ちの方がお金を目的に経営されようとするのか、あるいはもっと社会貢献として農地、あるいは緑地を守って行こうというお気持ちなのか、そこがお一人、お一人の土地所有者のお気持ちっていうのが非常に重要だっていうことなんですね。

委員もおっしゃったような、市民の意識、特に土地所有者の意見をどのように社会貢献の方に持って行けるのかという所も一方で非常に重要な話じゃないかなと思いましたが、先程委員がご提供いただいたその大阪市の事例というのは、おそらく土地所有者の方が、ですね。もっとそのやはり農地、緑地というのを増やして行くっていうお気持ちになったからこそそちらの方向に行って頂いているんじゃないかなと思います。

その辺りもう少し色々な観点から分析をお願いできれば、様々な別の政策も増えて行くんじゃないかなというのは思いますね。

ただ、せっかくお金になる土地をそういう形でお金にしないで守って頂くっていうことに対しての動機、モチベーションを高めて行く。あるいはそれに対しての報酬的な制度というのは当然市役所の方も作って行かなければいけないと思いますけれど、そこをうまく組み合わせていければありがたいなと思いますけれども。いかがでしょうか。

「委員」

今社会問題になっていますけども空き家対策という所ですね、空き家になってそれをとり壊して、更地になりますよね。それをね、地域の方が先程話ありました、ちょっとした農園みたいなものをすることによって、所有者の方は建物壊したらもう完全に100%の課税をされますし、そこで貸し農園にすれば少し、農地になれば少し安くなるということで、そういう形で建物を壊してもそれとそう変わらない位の税收、課税にして農業をやる形で課税できるような、そういうことも可能にすると農地の保守というのが、ちょっと進むのでは無いか。

「委員」

そのあたりの制度設計ですね。うまくやれば行ければという風に思いますね。ちなみに固定資産税は市の税金ですので市がいろいろできますので、相続税は国の税金ですからなかなか市がどうこうは出来ないんですけど。固定資産税に関してはその制度設計ができるんじゃないかなと思いますけれども。あとはいかがでしょうか。

「委員」

緑を増やすことはすごい賛成なんですけれども、そのあとの維持、ご理解ですね。そういうまとまった緑に対して、周りの反発というのが結構あるんですよ。だからそういうまた決まり、みたいな。ここ言われても大丈夫ですよ、みたいなものをちゃんと作って行かないと大きな所では維持していけないのかなと思うんですね。

「委員」

ありがとうございます。先程委員にもおっしゃっていただいたように、市民が緑に対してどういう思い、意識を持っていらっしゃるのかっていう所ですよ。だから先程のご意見をもう少しストレートに言わせて頂くと、緑があることが迷惑だと思っっている市民の方もおられるので。そこをどういう形でこう、皆さんが、緑が大切なんだと思っ下さるように持って行けるのかっていう所もさっきもまた考える必要があるかなと思います。

「委員」

先程の高槻市の件でお話頂いたんですけど高槻さん茨木さんはちょっとこの辺とは環境が違いますので、一概にお金どうのこうのは私の方では考えにくい、と考えているんですけど。例えばこの辺の農地でしたらゴミ対策、違法駐車対策というのがございまして、緑地にすることによってゴミを放られたり違法駐車が起こったりっていう懸念がやっぱりどうしてもありますのでね。その対策も併せて市に、行政としてもお願いして行きたいと考えています。

「委員」

脱線話になるかもしれませんがこの前たまたまご縁があってアーバンチャイルドこども園で環境教育のお話をさせて頂いたんですけどね。あその周辺はかなり緑地がまだしっかりと残っています。そういう意味では北側に花園中央公園というのがあって、南側には緑地が、農地が広がっている。あの環境をどのように今後も確保して行けるのかということですよ。そういう意味で委員がおっしゃったように緑のあるということによる弊害点が色々出ておりますし、あの辺り行かせて頂いてもやはり誰も使っていないだろうということで、車が置かれてましたのでその辺りも含めてですね。

本日は、他にももしご意見がなければこれで終わりたいと思いますけれども、よろしゅうございますでしょうか。

<異議なしの声をいただく>

それでは今日は1回目ということでかなりこう自由にご意見賜りましたのでまた今日の貴重なご意見を参考にしながら、ですね。この計画づくりに反映をして頂ければなという風に思っております。私も勉強させて頂きましたけれども、東大阪市は非常に厳しい状況だと思っておりますので、その中でいかに知恵を絞りながら緑をより豊かに出来るのかということですね、必要であると思っております。

更に、東大阪は今7つのリージョンで区域分けされておられますが、やはり、東部、中部、西部っていう昔の中心の3区分ですね、ここでかなり条件も違うと思っておりますので、その状況に合わせてながらそれぞれの地域ごとの緑地量をどうやって増やしていけるのかというのを、ご検討いただければよりその地域らしい緑化が進んでいくんじゃないかなという風に期待をしております。それでは、今日は時間も時間になりましたので、これで審議は終了とさせていただきます。ありがとうございました。それでは、この後は事務局でお願いします。

「司会」

それでは長時間にわたりまして、貴重なご意見たまわり、ありがとうございました。尚、本日の審議会につきましては、事務局で議事録を作成し出席員の皆さんに内容の確認を頂いた後、会長の了承を得て東大阪市みどり景観課のホームページに掲載し、一般に公開して参りたいと思っております。今後の予定でございますが、今回諮問させて頂いた方針をふまえ、事務局にて緑の基本計画改定に向けて作業を進めて参ります。また第2回の審議会は2月下旬を予定しております。

それではこれをもちまして令和元年度第一回東大阪市緑の基本計画審議会を閉会致します。委員の皆様本日は誠にありがとうございました。

(部長よりあいさつがあり、審議会を閉会)